

今さら、だけど
この制度の目的って？

3月までの「登録」って
必要なの？

インボイスって、何？



そもそも、ウチは
該当するの？

分かりやすく説明
して欲しいなあ

誰に聞くか、
どう聞いたらいいか...
悩んでいませんか？

2023年1月13日(金)

1月14日(土)

いずれも午後2時～4時

◆直接あるいはリモートで参加できます



リモート参加ご希望の方には、ZoomのURLなど
をお送りますので、必ず E-mail を記載してお申
込みください

資料代:500円

◆会場:

福島市市民活動サポートセンター

福島市大町4-15 チェンバおおまち3階 Tel.024-526-4533

◆解説兼コーディネーター:

松田 英明さん(行政書士)

非営利法人コンサルティング松田事務所 代表

インボイス制度を
巡る勉強会

2023年10月から、消費税の仕入税額控除の方式※として「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」がスタートします。

※課税売上から課税仕入に関する消費税を控除を受けるための仕組みです
制度導入にあたって、原則として2023年3月までに税務署に登録申請を行い、登録番号を得て「適格請求書」を準備する必要があります。

インボイス制度を利用できるのは、課税事業者に限られていますが、NPO法人の中には、売上額によって消費税の申告・納付を免除されている法人があります。

そうした法人が発行する領収書は、インボイスが発行できない事業者として「取引できない」と言われる可能性もあります。さらに、自治体から委託事業を請け負っているNPO法人も、同様の扱いを受ける可能性が高いでしょう。

ですから、消費税を納める必要のある企業や個人事業者だけではなく、免税事業者にも影響が乗じるこの制度をよく理解し、備えなければなりません。

とはいうものの、国税庁のホームページに掲載されている資料や市町村商工会などのセミナーで制度への理解を促している程度で、なかなかNPO法人などの非営利組織やフリーランスの方々への説明が十分とは言えません。さらに、制度後の状況が不明確なところはありますが、23年3月までの税務署への登録申請も迫ってきました。

今回は、インボイス制度の基本や留意すべきポイントを説明したうえで、ご参加の皆さま方との意見交換をしながら、疑問点にもお答えします。ぜひ、ご参加ください。

参加申込み

ご氏名 _____ 携帯電話 _____
ご住所 〒 _____

ご希望日: 1月13日(金) 1月14日(土) ※両日とも午後2時~4時

参加方法: 直接、会場に行きます
リモートで参加します→ZoomのURL、パスワードを送りますので、
E-mailアドレスを記載してください

<お申込み先>

認定特定非営利活動法人市民公益活動パートナーズ
〒960-8101 福島市上町3番4号 コマ福島ビル9号

Tel. 024-573-8310 **FAX. 024-573-8319**

E-mail : info@partners-npo.jp

 FAXもしくはE-mailで
お申込みください